

開催期日 令和4年2月15日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和4年2月15日 午後1時30分  
閉 会 令和4年2月15日 午後2時32分  
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

### 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
～第3号 処分について  
議案第4号 現況確認証明申請に対する処分について  
議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
～第8号  
議案第9号 中島村農地利用最適化推進委員の辞任について  
協 議 事 項 令和4年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）  
について

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱 森 枝 里 子

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和4年第2回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

どうも皆さん改めましてこんにちは。令和4年第2回の中島村農業委員会総会でございます。ご案内申し上げたところ、皆さん方お寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。

2月になりまして、そろそろ暖かくなり始めるのかなという兆しも見えてきたのですが、相変わらず今日あたりは非常に寒いですね。春に向かって進んでいるわけですけれども、まだまだ寒い日が続きますので、どうぞ風邪など召さないようお気を付けください。私も手前味噌なんですけど、2月5日に3回目のワクチン接種をしまして、接種当日はなんともなかったのですが、翌日に熱が38度まで上がりました。さらには関節が痛くなったり腕が上がらなくなったりしまして、すぐに治りましたが、副反応はいろいろとありまして、皆さんもお気を付けください。

さて、本日の総会でございますが、議案9件と協議事項がございます。どうぞ慎重審議よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせ

ていただきます。本日は本当にありがとうございました。ご苦勞様でございます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、5番水野谷一男委員、1番小林均委員を指名した。

議長

議事に入る前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、3番天倉光喜委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議長

議事に入る旨を宣し、議案第1号および議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、譲渡人が同一人物であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

議案第1号および議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号および議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第1号受付番号第1号および議案第2号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

3番長田信夫推進委員

議案第1号受付番号第1号および議案第2号受付番号第2号につきまして、2月13日に、譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さん、●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても2月13日に確認いたしましたが無問題で、また、譲受人は認定農家および農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第1号受付番号第1号および議案第2号受付番号第2号につきまして、只今長田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。

また、長田推進委員と同様に、現地についても2月13日に確認いたしました  
が問題はなく、譲受人は認定農家および農家であり、耕作についても問題ない  
と思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか  
諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号および議案第2号農地法第3条第1項の規  
定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を  
宣した。

議 長

3番天倉光喜委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、3番天倉光喜委員に対し、議案第1号および議案  
第2号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分  
について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について  
議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

3番長田信夫推進委員

議案第3号受付番号第3号につきまして、2月13日に、譲渡人・●●●●  
さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のと  
おり間違いございませんでした。また現地についても2月13日に確認いたし  
ましたが問題はなく、また、譲受人は農家であり、耕作についても問題はない  
と思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

### 3番天倉光喜農業委員

議案第3号受付番号第3号につきまして、只今長田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、長田推進委員と同様に、現地についても2月13日に確認いたしました問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

### 5番大木一男推進委員

議案第4号受付番号第1号につきまして、本日12時45分より、申請代理人・●●●●さん、円谷会長・水野谷委員・私を含めた農業委員・推進委員3名および事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、畑の様相はなく、樹木に覆われ山林となっております。山林化してから数十年も経っている状態であり、農地への復元も困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

### 5番水野谷一男農業委員

議案第4号受付番号第1号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第7号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番鈴木和宏推進委員

議案第5号受付番号第7号につきまして、2月12日に、貸し手・●●●●●さんの申請代理人・●●●●●さん、借り手・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても2月12日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番小林均農業委員

議案第5号受付番号第7号につきまして、只今鈴木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、鈴木推進委員と同様に、現地についても2月12日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、審議の前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、3番天倉光喜委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号受付番号第8号について、確認担当委員に報告を求めた。

3番長田信夫推進委員

議案第6号受付番号第8号につきまして、2月13日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても2月13日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第6号受付番号第8号につきまして、只今長田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、長田推進委員と同様に、現地についても2月13日に確認いたしました但問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

3番天倉光喜委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、3番天倉光喜委員に対し、議案第6号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第7号受付番号第9号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第7号受付番号第9号につきまして、2月9日に、貸し手・●●●●さんの申請代理人・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第7号受付番号第9号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても2月9日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——



議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、審議の前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、3番長田信夫推進委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第8号受付番号第10号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番吉田定雄推進委員

議案第8号受付番号第10号につきまして、2月9日に、貸し手・●●●●●さん、借り手・●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また現地についても同日に確認いたしました問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第8号受付番号第10号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても2月9日に確認いたしました問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

3番長田信夫推進委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、3番長田信夫推進委員に対し、議案第8号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

続いて、議案第9号中島村農地利用最適化推進委員の辞任について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第9号中島村農地利用最適化推進委員の辞任について議案書に従い朗読説明した。

議 長

任期半ばで非常に残念であるが、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第9号中島村農地利用最適化推進委員の辞任については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了につき協議事項に入る旨を宣し、事務局に説明を求めた。

事務局長

協議事項令和4年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について説明した。

議 長

事務局長より説明があつたが、質問等ないか諮った。

事務局長

参考ですけれども、近隣市町村においても既に令和3年度と同額ということで、改定がなかったところがありますので、今回中島村も同じく改定なしの素案となっています。

議 長

近隣市町村と比べましても、あまり変わりはないと思いますが、ひとつの目安ですので、その辺ご理解いただきたいと思います。

議 長

どうでしょうか。異議ございませんか。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、協議事項令和4年度中島村農作業労賃協定額の設定(改定)について、令和4年度に関しては変更をしないということで承認を受けました。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 次回の農業委員会総会は、3月15日(火)に生涯学習センター輝ら里・アリーナ3で行う。

二点目 農地の借り手の相談について

三点目 令和3年度遊休農地調査・利用意向調査結果について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和4年2月15日 午後2時32分